

## 令和5年度北海道地学協働活動推進会議設置要綱

(令和4年5月19日 北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課長決定)

(令和5年4月17日 一 部 改 正)

### (目的)

第1条 北海道地学協働活動推進会議(以下「推進会議」という。)は、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地学協働活動」の充実を図るための方策について検討し、地方創生の推進を図ることを目的とする。

### (構成)

第2条 推進会議は、構成員及び北海道地学協働アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)で構成する。

- 2 構成員は、8名以内とする。
- 3 アドバイザーは、5名以内とする。

### (委嘱)

第3条 構成員の選定に当たっては、次の各号に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 行政関係者
  - (2) 学校関係者
  - (3) P T A関係者
  - (4) 社会教育関係者
  - (5) 経済・企業関係者
  - (6) 地域振興・地方創生に関わる者
  - (7) 学識経験者
  - (8) その他、地学協働活動に関わる者
- 2 アドバイザーの選定に当たっては、「北海道地学協働アドバイザー設置要綱」により別途定め、委嘱する。

### (任期)

第4条 構成員及びアドバイザーの委嘱の任期は年度毎とし、再任を妨げない。但し、生涯学習推進局社会教育課長が認めるときは、解職することができる。

### (推進会議の役割)

第5条 推進会議は、地学協働活動に関する次の事項について意見交換等を行う。

- (1) 実施方針について
- (2) 安全管理方策について
- (3) 広報活動方策について
- (4) 指導者等研修について
- (5) 検証・評価について
- (6) 文部科学大臣表彰推薦について
- (7) その他、生涯学習推進局社会教育課長等の依頼事項について

(会議)

第6条 推進会議は、必要に応じて、生涯学習推進局社会教育課長が招集する。

(業務)

第7条 構成員及びアドバイザーは、推進会議に出席する。

2 アドバイザーは、前項のほか、「北海道地学協働アドバイザー設置要綱」により別途定める業務を行うものとする。

(関係団体等)

第8条 推進会議には、必要に応じて、関係団体及び事業関係者等の出席を求めることができる。

(事務局)

第9条 推進会議の庶務は、生涯学習推進局社会教育課地学協働推進係において処理する。

(報酬等)

第10条 構成員が業務に従事した場合、謝金等を支給する。

2 アドバイザーは、「北海道地学協働アドバイザー設置要綱」に別途定める。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に必要な事項は、課長が別に定める。なお、推進会議の運営に当たっては、必要に応じて北海道保健福祉部と協議を行い実施する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月17日から施行する。